

史跡整備と考古学II

井上 尚明

はじめに

紀要4号では「史跡整備と考古学I」として、埼玉古墳群の整備を中心に史跡整備計画の策定やその後の整備の展望について述べた。また、『おわりに—これからの中の史跡整備と学芸員—』では、考古・史跡系学芸員の現状と役割について紹介・自戒し、史跡整備を通じた今後の学芸員等の可能性について若干触れた。現実として、既に多くの自治体の考古学を専門とする学芸員等が職務として史跡整備というカテゴリーに踏み込んでいるが、埋蔵文化財発掘調査の延長上で整備に着手しているのであって、史跡整備を専攻した職員はほとんどいないことは前稿で述べたとおりである。史跡整備という新たなカテゴリーを考古系学芸員等の仕事として追加・認知するため、現状や情報を整理し必要な作業が何かを分析していく必要性を感じている。

前稿でも述べたように、各種研修などを活用して考古学を専門とする学芸員等が整備技術を習得していくことも重要であるが、これまでの整備の経験や問題点・反省点を記録・分析し、これからの整備に還元していくことも整備に携わった者の責務ではないだろうか。展示の技術やセンスは学芸員個人に付随する部分も多いが、数年では完結することのない史跡整備は、組織として継続していかなければならない長期にわたる事業なのである。「史跡整備と考古学II」では、史跡整備実施に際して常日頃から疑問や話題になっていたことなどを中心に、発掘調査をどの程度実施するのか、整備の中でユニバーサルデザインをどのように考えるかなどを扱ってみたい。

なお、「史跡」とは狭義には国や自治体が指定した物件を示すが、ここでは整備の対象となった遺跡等を広義にとらえて史跡とし、指定・未指定を問わず使用したい。また、「学芸員等」と表現しているのは、学芸員という職名や博物館施設の無い自治体等もあるため、ここでは埋蔵文化財担当職員を含めた総称として記している。

1 史跡整備・環境整備・保存整備

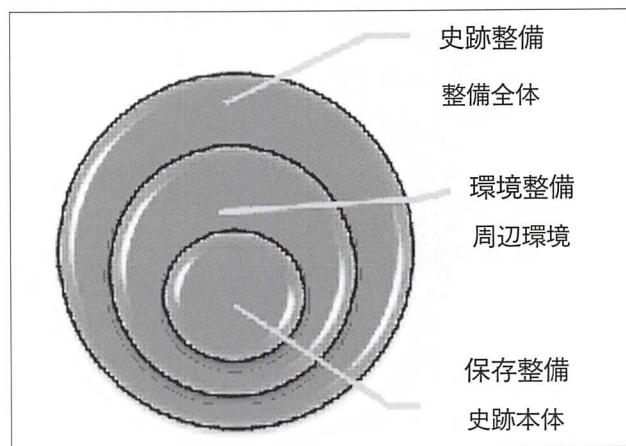
各地の遺跡で、史跡整備という表現で各種の“整備”が実施されているが、草刈り程度から城郭や古墳の復原といった大規模な土木工事を伴う事業まで、同じ言葉で一括されていることが多い。また、環境整備という言葉もいろいろな意味で使用されており、一般ばかりでなく我々にも整備の内容や範囲が伝わらないこともある。国庫補助要項などでは、環境整備には遺構調査・覆屋設置・草木除去・張芝・浚渫などが含まれ、古墳盛土・城郭等の復旧工事などは復旧（保存修理）に分類され、これらを包括する単語として保存整備を用いている。一般的には史跡整備という言葉で、内容や規模の如何を問わず整備全体を表現しているが、史跡の整備事業を理解してもらうためにも、使用者側の共通認識が必要ではなかろうか。

「環境整備」について『史跡等保存整備費（一般）国庫補助要項』では、遺構調査・整備計画立案や整地・覆屋設置などの工事から、除草・浚渫さらには照明工事・便益施設設置まで含めて明記してある。また『史跡等整備のてびき』によると、「復旧では包括しきれない要素をも加味した史跡等

整備の在り方として環境整備という用語が用いられた」とし「環境整備には遺構の野外展示に関する各種の手法とこれらを活用する上で必要となる便益施設や植栽等、史跡を活用する上で求められる快適な空間づくりも環境整備の一環として行われてきた」とある。さらに『史跡等整備のてびき』では「環境整備」とは別に、「環境基盤の整備」の項を設け「地盤整備」「修景」「環境保全」の3分野を設けているが、用語としても類似しており植栽のように重複する部分もあって混同しやすい面もある。

さきたま史跡の博物館では『埼玉古墳群保存整備基本計画』を策定する際に各種個別計画を整理しているが、その一つである「環境整備計画」の中では、環境整備は園路広場計画・植栽計画・施設整備計画・景観計画・情報施設計画によって構成するといし、史跡本体に関わる古墳整備計画や展示・ガイダンス施設に関する中核施設計画、あるいは発掘調査計画とは異なる項目に分類した。このように「環境整備」という用語には、使用者側の考え方でその範囲にはかなりの差が見られるが、用語の印象としては植栽や景観の整備を想起させる。しかし、既に整備手法として、行政的な用語として、史跡整備と並列に近い意味で環境整備が使用されているので、専門用語としては史跡整備の一分野として位置付け、整備全体をマクロに表現する用語が史跡整備であると再確認したい。

環境整備と同様に、保存整備と言う用語も頻繁に使用されているが、事業名称として「史跡○○保存整備事業」のような使用法が多く、ある意味行政的な用語として使われている。『埼玉古墳群保存整備基本計画』では、環境整備計画や中核施設計画の上位に総括的な括りとして保存整備を位置付けている。保存整備の字義の本来的な意味からは、史跡本体や遺構の保存に関わる整備であると



理解し、文字通り史跡本体を取り巻く周辺環境の整備としての環境整備と使い分けを考えたい。既に行政用語として使われてはいるが、一般の目にほとんど触れることのない補助要項などであり、文語と口語のような使い分けはできないであろうか。ここでは、史跡整備の内容・程度によって、下記のように環境整備と保存整備に分けることを提案しておきたい。

環境整備：草刈りや植栽、園路設置・解説板設置などで史跡本体に関わらない整備

保存整備：遺構の表示や復原、遺構展示施設設置など史跡本体に関わる整備

次に、整備担当者の間で度々話題になる用語について考えてみたい。それは、“復原”と“復元”である。この用語については、同一の意味として特に意識されずに両者が使用されていることが多く、事典・辞書でも両者の意味は異なることはない。『史跡等整備のてびき』や国庫補助要項などでは“復元”が使用されているが、“復原”を用いている自治体や書籍も少なくなく、埼玉古墳群の整備では保存整備協議会に諮って“復原”に用語を統一して使用している。川瀬健秀は復原と復元の用語の使用について、考古学や造園では復原を、建築学では復元を使用する傾向が強いとしているが、下記のような文化庁・日本建築学会の定義に従うとしている（川瀬2004）。

復原：あとから時代が変わって改造があったものを、ある時代まで戻すこと

復元：全く何もない（柱跡しかない）ものに、何らかの根拠で新しくつくること

これに従えば、竪穴住居跡や掘立柱建物跡の上屋部分を再現するのは“復元”で、古墳や城郭等で墳丘や石垣等が部分でも残存しているものを、築造当時の姿に戻すことを“復原”とすることができる。しかし、石垣の上に乗る建物については、現存する建物の修理は“復原”で、文書や絵図などから再現するのは“復元”となるのであろう。煩雑であり文章内での用語統一ができていない印象を与えるが、文字から整備の程度を読み取れるように、使用者側で用語の理解や周知をして使用方法を再確認・再検討する必要があるだろう。

2 どこまで発掘調査をするのか

保存を目的とした史跡整備に伴う発掘調査と、建設工事等に伴う行政発掘では調査の方法は当然異なる。遺跡が破壊されることを前提とした記録保存では、例えば竪穴住居跡であれば柱穴や貼床部分まで完掘してその遺構が持つ全ての情報を得ようとする。出土遺物ももちろん現場に残していくことはない。さらに竪穴住居跡の下層に旧石器時代の石器が発見されれば、前時代の遺構を取り除いてその土地に所在する全ての埋蔵文化財を調査するだろう。開発に伴う発掘調査でも、盛土保存などの措置が取られるようになったが、遺構に破壊が及ぶような場合には上記のような調査がされている。例えば古墳の調査では、墳丘や周堀はもちろん石室などの主体部についても、解体するように調査を進めていく。これに対して、史跡整備に伴う調査では基本的に最小限の範囲に抑制することが求められている。

史跡整備に伴う発掘調査に関して『史跡等整備のてびき』では、墳墓の主体部である埋葬施設の発掘調査について「墳墓に関する発掘調査の取扱い」の項目を設けて、慎重な取扱いを明記している。この項は墳墓の中でも特に古墳の主体部に主眼を置いた内容である。慎重な取り扱いの理由として「埋葬施設が良好な状態で保存されているものの希少価値が相対的に高い」「古墳の主体部の発掘調査には極めて高度な判断と技術を要する」「出土遺物の保存処理に困難を伴う場合が多い」などが指摘され、「性急に発掘調査を進めることなく、次世代へ保存・伝達されることも視野に入れ……慎重に判断することが不可欠である」としている。また、史跡指定を前提とした発掘調査であっても、指定後の保存活用を進める情報収集を目的とし、最小限の範囲の発掘調査が重要であると記している。例外的に、盗掘を受けて石室等の崩壊が進み修理が不可避なものについては、綿密な調査計画と周到な調査体制の下、慎重に発掘調査を進めるとしている。近年実施された史跡である古墳主体部の発掘調査例を見ると、原則的にこのような盗掘された古墳か、過去の調査の再検証を目的としたものである。主体部調査の至近な例としては、平成21年8月に再調査された奈良県桜井茶臼山古墳がある。同古墳は盗掘を契機として昭和24年に調査が実施されたが、主体部の詳細調査や木棺の保存処理のため、最初の発掘から60年を経過して再発掘調査を実施したもので、新聞などで大きく報道された。また、平成22年3月には、大阪府の闘鷄山古墳でファイバースコープによる石室内撮影を行い、23年度から未盗掘の主体部を発掘調査するとの新聞記事があった。

このような、原則史跡指定された古墳の主体部の発掘調査は実施しないという方針については、いろいろな考え方があるだろうが（北郷2009等）、何れにしろ調査に際して綿密な調査計画や調査体

制の整備などが大前提となる。埼玉古墳群では、平成21年3月に東北大学東北アジア研究センターとさきたま史跡の博物館の共同研究で、奥の山古墳後円部墳頂部の地中レーダー探査実験を行った（佐藤他2010）。この結果、後円部には複数の埋葬施設が存在する可能性があり、レーダーで確認された反応の規模や形状から主体部は箱式石棺と考えられる。これまで埼玉古墳群では、粘土槨・礫槨・横穴式石室が確認されているが、新たな主体部形態が存在する可能性は、発掘調査現地説明会や新聞報道などを通して大きな話題となった。この時、なぜ発掘調査を実施しないのかという質問を多くの方から受けた。現場の担当としては、「現在調査を実施する必要性」「調査後の保存措置の問題」「警備体制の問題」などを理由として答えたが、より現実的な問題として「調査・整備体制の問題」「予算措置の問題」があり調査着手は不可能に近い。埼玉古墳群の主体部調査については、過去にも行政内部で同様な話題が起きたことはあるが、今回は奥の山古墳の周堀と墳丘の発掘調査及びレーダー探査を実施しており、質問や期待も前回と比べるとはるかに純粋でストレートなものであった。この件に関しては、文化庁との打ち合わせでも極めてハードルは高く、現状ではレーダー探査などの非破壊分析や地形調査などを進め、将来の発掘調査に備えるのが次の選択肢なのであろう。

埼玉古墳群では、現在2種類の発掘調査を実施しており、一つは古墳群整備のために必要な情報を得るとともに内容確認を目的とする調査で、もう一つは埼玉古墳群の範囲や周辺遺跡等を確認するための調査である。両者ともに基本計画に基づくものであるが、特に前者は各古墳の兆域や規模・構造・時期の確認に主眼を置き、周堀を中心に墳丘の調査等を行ってきた。この調査成果に基づいて、周堀や中堤の復原整備の実施設計を行っており、園路や修景の基礎資料ともしている。平成19年度から、基本計画に基づいて奥の山古墳の発掘調査と整備を3年計画で開始したが、調査計画と実際の調査実績とは調査地点や地点数などで差異が生じた。これは古墳の構造や規模を把握するために、最善の地点で最少の地点数を現場と図上で選定したが、実際は搅乱で遺構が確認できなかったり、新たな遺構が発見されたりと想定外の状況が相次ぎ、現場の状況を見ながら調査地点の変更を判断していった。最大の変更点は、周堀の幅や深さを確定することと昭和43年の調査地点確認のため設定したトレンチで、一重盾形の周堀と考えられていた奥の山古墳が、二重で長方形系の周堀を持つことが確認されたことにより、調査目的や調査方法・調査期間なども大きく変更したことである。また、外堀が新たに発見されたことで、北に近接する鉄砲山古墳との位置・重複関係を見極めることが、今後の整備ばかりでなく埼玉古墳群の形成に関わる重要な点であると考え、新たな調

査地点を設定していった。さらに、墳丘規模等を含めた従来の調査を検証する必要も生じ、墳丘裾や造出し部にも調査を進めることとなった。調査計画図と調査後の測量図を比較すると、その違いが歴然である。調査地点を設定するに当たっては、測量図と現場の状況を確認しながら、最善の地点を選定したつもりであったが、前述のように調査の進展に合わせて軌道修正していった。

以上のような状況下で、内堀の形態や深さを確認するトレンチ、外堀を追跡するトレンチ、造出しや



写真1 奥の山古墳内堀覆土

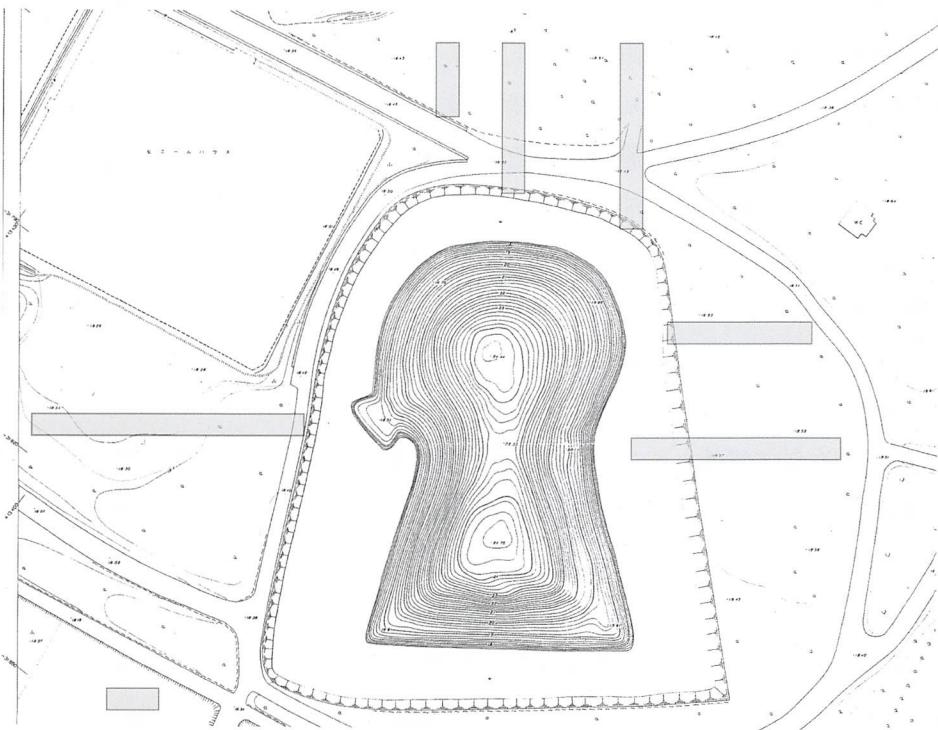


図1 奥の山古墳当初調査計画図



第2図 最終的な調査区配置図

墳丘裾を確認するトレーニチと、3ヶ年の調査で多くの調査区を設定した。特に内堀については、風土記の丘整備時に水堀とするため実際の堀底より深く掘削されているため、平面形についても覆土の残存が期待できなかったが、部分的に掘り残し部分が存在し、長方形に近い平面形であることが判明した。偶然に近い状態で覆土が残っていたものであるが、ここでピュアな覆土の存在がいかに重要であるかを再確認することができ、将来の再調査・再整備のためにも要所要所での調査可能範囲=覆土を多く残す必要性をあらためて認識することができた。また、奥の山古墳や鉄砲山古墳の発掘調査に伴って、花粉分析や火山灰分析などの土壤分析も行ったが、ここでも周堀覆土・墳丘盛土残存が必須の条件であり、分析技術の進歩を見込んだ長期展望が必要となる。10年単位での定点観測的な土壤分析などが可能なように、計画性を持って

将来に向けての情報や整備の更新を継続できるようなシステム構築も大きな課題である。

史跡整備における発掘調査は、計画的・目的的に実施することはもちろん、前述したように最小限の範囲に留めつつ、現状における知識・技術を最大限駆使して行うものである。史跡整備に伴う古墳の調査では、核心部である埋葬施設の調査ができないといった課題もあるが、他の史跡では中心部分の調査なくしては整備が不可能なものも多い。しかし、理論や制度の問題ではなく、整備には史跡を後世に正しく伝えるため、将来に検証の余地を残しておくという重要な側面も持っており、将来に委ねる部分を確保するのも保存整備の大きなファクターであると考えている。

3 史跡のユニバーサルデザインを考える

2010年8月末に、北京市郊外にある周口店遺跡博物館を訪れた。10年以上前に中国社会科学院考古研究所との交流事業などで訪れたことがあり、当時と比べると高速道路で近くまで行けるなど便利にはなったが、周辺の景観には大きな変化が無いように感じた。博物館建物は建て替えなどはされていないようであったが、ジオラマやCGを多用するなど、展示手法は大きく変わっていた。この博物館は周口店遺跡と一体となった史跡博物館であり、北京原人や山頂洞人が出土した地点へ博物館から園路を歩いて見学できるようになっている。園路には点々と原人や当時の動物の模型が置かれ、誘導板・解説板などが設置されている。また、写真2のように主要園路には車椅子対応のスロープがあり、模擬発掘体験の施設など史跡部分の各種施設も変化していた。周口店遺跡は北京に6ヶ所ある世界文化遺産の一つであるが、交通の不便さと見た目の地味さ故か見学者は多くはない。しかし、博物館だけではなく、史跡部分の施設・設備なども変化しており、新情報・UDそして新たな保存策へ対応するため、10年程度の単位で整備計画の見直しと更新の必要性を感じた。

特にユニバーサルデザインへの対応は、歩道・駅・空港・商業施設・庁舎など官民の差なく多くの施設で進んでおり、博物館施設のユニバーサルデザインに関しても既に多くの分析や調査がされている。(財)日本博物館協会では、高齢者対応・外国人対応・障害者のためのバリアフリーの3委員会を設けて検討を行ってきており、『博物館の望ましい姿シリーズ』の中で「誰にもやさしい博物館づくり事業」としてシリーズ化してまとめられている。現状では規模・内容の大小・多寡を問わなければ、ほとんどの博物館施設で実施されているのではないかろうか。埼玉県では数種類のユニバーサルデザインに関する冊子などを刊行しており(埼玉県2003他)、『史跡埼玉古墳群保存整備基本計画』を立案する際にもこれらを参考に、ユニバーサルデザインを基本とした整備計画を策定している。

埼玉古墳群では古墳公園整備に当たって、既に園路の設置などでインターロッキングブロックを採用するなど、ユニバーサルデザイン化を進めている部分もあるが、未整備な個所に比べるとごく僅かなパートでしかない。新たな計画策定に際し、現在の障壁を取り除くバリアフリーではなく、計画段階からバリアを造らないようユニバーサルデザインを当初から盛り込んだ。園路などの動線はインターロッキングブロックやカラー混合アスファルト舗装などを基本とし、便益施設等諸施設もバリアフリー仕様



写真2 周口店遺跡園路

を明記している。特に情報施設に関しては、音声ガイド・点字・外国語表記・色覚バリアフリーに加え、将来的には携帯電話などを利用した情報伝達手段の採用も考えた。これらの中で解説板については、和文・英文・点字・色覚バリアフリーに対応する仕様を採用した。写真3は現在設置が進んでいる解説板である。

史跡整備に伴うユニバーサルデザインの採用は、特に施設面において一般の公園整備などと同様にいかない部分が多い。史跡内には急斜面や段差あるいは平坦ではない園路などが存在し、史跡への影響からこれらを解消できない場合も多い。しかし、各種見学コースの設定や園路を平坦にするだけではなく、中島義晴（中島2002）が既に指摘しているように、悪路仕様のバギー系車椅子の開発・導入など、対応可能な部分はまだまだある。埼玉古墳群の整備では、古墳へ昇るためのエレベーター設置も保存整備協議会で話題に上ったこともあるが、現実として設置工事や管理の問題があり、話題となっただけで終わってしまった。しかし、その後発掘調査と整備事業を開始するに当たって、3Dレーザースキャナーという測量技術を採用し、取得した測量データを利用することによって、模型製作やCG合成も可能なことを知った。現在までに、この技術を使っていくつかの古墳の測量を行っている。将来この技術を活用し、古墳に昇り古墳の規模を体感し眺望を楽しむことができない方々にも、その一部でも感じてもらえるようなバーチャル空間を提供できるようになるのではないかと考えている。また、整備した史跡を単に見学するという考え方ではなく、植栽を利活用した園芸療法の応用などで、史跡を訪れることが癒しや治療につながるような側面をも具備させることはできないであろうか。史跡という身近な非日常空間を提供する、史跡整備の持つ可能性の一つとして記しておきたい。

写真4は横浜市歴史博物館と隣接している大塚遺跡の復元竪穴住居跡内部で、遺跡を巡る園路から直接車椅子で竪穴住居跡内部まで入れ、住居内部の見学ができるようになっている。写真5と6は国営飛鳥歴史公園にある高松塚古墳周辺の園路である。ショートカットになっている山道では階段を登るが、ゆるやかにカーブする坂道を進むと古墳正面に出ることができ、同一目的地への2種類の園路が用意されている。

埼玉古墳群のユニバーサルデザインに関しては、大きな反省点もある。基本計画策定時に行田市や県文化振興課などの協力を得て、各種資料や情報の収集を行った。その中には当然意識して関係団体の連絡先も列記したが、策定作業と並行して解説板設計も開始しており、収集した資料などをもとに一気に基本仕様を決定した。関係団体などとの検討を経て



写真3 愛宕山古墳解説板



写真4 大塚遺跡竪穴住居跡内部



写真5 高松塚古墳への園路

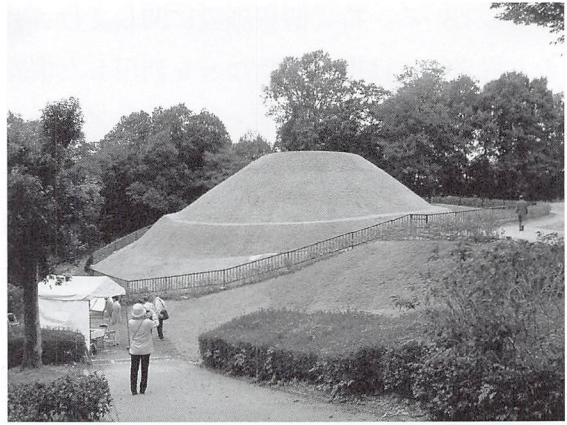


写真6 高松塚古墳正面の園路

からの設置を考えていたが、予算や時間の関係でそのまま進めてしまった。ユニバーサルデザインに基づいた解説板は、設置当初から反響があり、評判に感けて検証を経ないまま時間が過ぎてしまったが、今後は園路の設置などと合わせて、実際必要とする方々の意見を聞いていくことが重要だと反省している。

おわりに

発掘調査の資格制度が話題になっている。当初は民間調査機関による民間調査機関のための資格であったと記憶しているが、導入から数年、大学の参入などもあって目的や方向性も変化してきており、現在でも賛否両論多くの意見を聞くことができる。本稿で扱っているのは史跡整備であるが、発掘調査を伴う史跡整備がこの資格制度とどう関わってくるか気になるところである。現在多くの自治体では、学芸員資格を持った考古学を専門とする職員たちが博物館業務もし、一般文化財保護から発掘調査や整備も担当している場合が多い。県立館では学芸員資格という大きな括りの中で、原則それぞれの専門分野の館に配置されており、学芸員資格の職種欄には「学芸員（考古学）」のように表記されている。発掘調査資格と学芸員資格は重複する部分もあり、両者の関係について「学芸員資格は埋蔵文化財保護の知識や技術を保証するものではない」との指摘もあるが、逆説的には「埋蔵文化財調査資格は、博物館施設での資料管理や展示の知識技術を保証する資格ではない」ことにもなる。資格制度が自治体にも採用された場合、現実問題として教育委員会や博物館施設における学芸員と、発掘調査専門の有資格者を別に採用できるかといった点が挙げられる。別に採用されたとしても、どちらか一方だけの資格では人事異動などの交流はできず、専門職の活躍範囲を狭める結果にはならないであろうか。一般文化財だけではなく生涯学習まで手掛ける自治体職員や、学芸員を目指す学生に、新たな埋蔵文化財調査資格を取得するための負担は軽くはない。最近では財団法人でも他の部署への異動があると聞く。発掘調査資格だけで通用する組織は民間調査機関など狭い範囲に限定されるが、そのための制度であると再確認する考え方もあるだろう。しかし、同じ考古学を学ぶ仲間である民間調査機関の職員だけが資格を必要とする点も気になるところである。

これまで述べてきた史跡整備とは、整備の技術や理論的な部分だけではない。史跡や出土遺物を調査研究によって評価・報告し、保存・管理そして展示・活用まで扱うことである。整備計画立案や発掘調査から設計・整備、そして展示・公開までの連続的な流れを一元的に把握し実行できるのは、「史跡整備士」資格創設でもしない限り現状では学芸員だけである。発掘調査のレベル向上（レ

ベル低下の防止）に関しては、学芸員資格の専門分野化への指向やカリキュラムの検討、あるいは発掘調査の法的な手続きに伴って、発掘や報告書を評価するシステム構築なども考えられるだろう。

私は学芸員が文化財に関わる万能の資格だとは考えていない。寧ろあまりにも簡単に取得できるため、専門性もなく教員や一般行政職員でも代役が可能な学芸員が存在することが問題なのである。学芸員の能力向上に関しては多くの提言などがされており、平成19年6月15日の「これから博物館の在り方に関する検討協力者会議」で報告されている「新しい時代の博物館制度の在り方について」の指摘のように、上級資格の創設など既存学芸員制度の中で可能な事柄を検討するのが先決ではないかと思う。史跡整備を学芸員等の新たなカテゴリーとすることは、学芸員の負担が大きくなることでもある。しかし、遺跡を整備し復原するというクリエイティブな分野に踏み込むことであり、これまでの学芸員のイメージと活躍範囲が変化する可能性も見えてくるのではなかろうか。

この「史跡整備と考古学」は、埋蔵文化財担当職員あるいは考古学専門の学芸員が、新たな分野として「史跡整備」を志向できないかと考え、史跡整備の現場から順次情報や課題などを発信しようとしたものである。前提として発掘調査の延長上に史跡整備があったとしても、整備への階段を進むには知識と技術そしてビジョンが必要である。今回の「史跡整備と考古学II」では、平成22年度にさきたま史跡の博物館から異動したため、当初考えていた現在進行形の整備データの活用や、具体的な発掘調査や整備手法について触れることができなかった。「史跡整備と考古学III」以降で扱えればと考えている。また、今後の県内の史跡整備推進の基礎データとするためにも、埼玉県の史跡整備の歴史や今後の展望をまとめる必要性を感じている。どこかの段階で整理してみたい。

最後になったが、発掘調査と整備の現場から離れ、史跡整備はもちろん考古学関係の文献も少ない博物館へ異動したため、機会を見てはさきたま史跡の博物館や（財）埼玉県埋蔵文化財調査事業団で資料を閲覧させていただいた。特にさきたま史跡の博物館では、実測図・写真などの掲載も快諾され、西口正純・末木啓介・佐藤康二の3氏からは助言を得ることもできた。文末であるが記して感謝したい。

《引用・参考文献》

- 青木 豊 2006 「地域博物館・野外博物館としての史跡整備」『史跡整備と博物館』雄山閣
井上 尚明 2010 「史跡整備と考古学I」『紀要4号』埼玉県立史跡の博物館
岡崎 完樹 2010 「古墳の保存と活用の現状」『多摩のあゆみ137』（財）たましん地域文化財団
川瀬 健秀 2004 「史跡整備にともなう建築復元について」『博物館学紀要29』国学院大学博物館学研究室
考古学研究会 2008 「特集 発掘調査資格制度を考える」『考古学研究55-3』
考古学研究会 2008 「特集 続、発掘調査資格制度を考える」『考古学研究55-4』
国立教育政策研究所社会教育実践センター 2009 『平成20年度 博物館に関する基礎資料』
今野 農 2006 「史跡整備と環境」『史跡整備と博物館』雄山閣
埼玉県 2003 『お客様にやさしいユニバーサルデザイン・ガイドライン』
埼玉県教育委員会 2007 『史跡埼玉古墳群保存整備基本計画』
(財)日本博物館協会 2007 『誰にもやさしい博物館づくり事業』他
佐藤源之・渡邊 学・井上尚明 2010 「奥の山古墳の地中レーダー探査実験について」『紀要4号』埼玉県立史跡の博物館
島田 敏男 2006 「史跡で、できること、できないこと」『遺跡学研究第3号』日本遺跡学会
下津谷達男 1996 「博物館と遺跡展示」『博物館学紀要21』国学院大学博物館学研究室

- 全日本印刷工業組合連合会 2008 『メディア・ユニバーサルデザインガイドブック』
- 第一法規株式会社 1982 「座談会 史跡の整備—その歩みと展望—」『月刊文化財224』
- 高橋 浩明 1988 「遺跡博物館雑考」『博物館学紀要13輯』國學院大學博物館学研究室
- 田中 哲雄 1983 「遺跡の整備手法の分類と評価」『奈良国立文化財研究所 文化財論叢』同朋舎
- 鳥山 由子 2006 「誰にもやさしい博物館づくりがめざすもの」『博物館研究455』(財)日本博物館協会
- 中島 義晴 2002 「高齢者や障害者等に配慮した史跡整備」『文化財論叢III』奈良文化財研究所
- 長島 雄一 2003 「福島県における史跡整備の現状と課題」『福島県立博物館紀要第17号』
- ニューサイエンス社 2010 「特集 遺跡を掘るIII—資格制度—」『考古学ジャーナルNo603』
- 広瀬 和雄 2005 「日本の遺跡活用と観光」『観光考古学』国際航業株式会社文化事業部
- 広瀬 和雄 2006 「史跡公園は考古学研究の試金石」『考古学ジャーナル548』ニューサイエンス社
- 藤井 淳弘 2004 「史跡整備事業における古墳整備の変遷」『Archaeo-Clio 第5号』東京学芸大学考古学研究室
- 文化庁文化財部記念物課 2005 『史跡等整備のてびき』
- 北郷 泰道 2009 「大地が語る歴史の物語を聞くところ」『考古学研究222』考古学研究会
- 宮城県考古学会 2010 「特集 考古学における資格制度」『宮城考古学12』
- 村松 洋介 2003 「古墳の保存整備・活用と博物館」『博物館学紀要28』國學院大學博物館学研究室
- 本中 真 1999 「史跡等の保存・整備・活用事業の考え方と今後の課題」『月刊文化財434』第一法規株式会社
- 山本 哲也 1996 「博物館のバリアフリー計画」『博物館学紀要21』国学院大学博物館学研究室
- 渡邊 定夫 2006 「遺跡保存整備の限界」『遺跡学研究第3号』日本遺跡学会
- 和田 晴吾 2009 「古墳の理解と保存整備」『遺跡学研究第6号』日本遺跡学会